

本年3月までに個人情報保護条例を改正した道府県の要配慮個人情報の定義、収集制限について

都道府県名	定義	収集制限・例外規定
北海道	第2条 (3)の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。	第7条 5 実施機関は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。
茨城県	第2条 4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	第5条 3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。 (1) 法令又は条例に基づく場合 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、 実施機関が所掌事務を遂行するために必要であり、かつ、欠くことができない場合
栃木県	第2条 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。	第6条 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第一号)に該当するときは、この限りでない。 一 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 三 栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であると実施機関が認めるとき。
群馬県	第2条 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	第7条 5 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき、又は群馬県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。
埼玉県	第2条 4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」という。)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	第7条 実施機関は、要配慮個人情報については、次に掲げる場合を除き、取り扱ってはならない。 一 本人の同意があるとき。 二 法令に基づくとき。 三 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。 四 法令の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。 五 人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。 六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。

都道府県名	定義	収集制限・例外規定
長野県	<p>第2条 (3)の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>第4条 8 実施機関は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。</p>
岐阜県	<p>第2条 一之三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>第6条 4 実施機関は、思想、信条若しくは信教に関する個人情報又は人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 法令等に定めがあるとき。 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 三 前二号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。</p>
三重県	<p>第2条 (8) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>第7条 3 実施機関は、要配慮個人情報(病歴、犯罪により害を被った事実その他実施機関が別に定める情報を除く。)を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。 (3) 犯罪の予防等を目的とするとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。 ※条例施行規則 (条例第7条第3項の実施機関が定める情報) 第2条の2 条例第7条第3項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。))により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 五 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>

都道府県名	定義	収集制限・例外規定
京都府	(改正なし)	<p>(現状の規定でも読めることから改正は行わなかった)</p> <p>第4条 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に基づくとき。 (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (3) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的とするとき。 (4) 京都府個人情報保護審議会(以下この章及び次章において「審議会」という。)の意見を聴いた上で、実施機関がその権限に属する事務を執行するため必要があると認めるとき。</p>
鳥取県	第2条 (2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。	第7条 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる要配慮個人情報を収集することができる。 (1) 法令(法律、法律に基づく命令、条例又はこれらに基づく実施機関の規則(規程を含む。)をいう。以下同じ。)の規定に基づいて収集するとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的として収集するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、 当該要配慮個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。